

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">高知県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 [省略]</p> <p>第2条            県は、今後の原木生産の増大に伴う再生林の増大及び花粉発生源対策に適切に対応するため、生産効率に優れ、植栽作業の省力化等にも期待できるコンテナ苗を生産する者や花粉の少ない苗木の生産拡大に向けた採種園・採穂園(以下「採種園等」という。)を整備する者、採種園等管理技術者の育成・確保を行う者及び苗木生産における労働力確保・育成を行う者に対し、別表第1に掲げる事業区分において予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第17条 [省略]</p> <p>附 則 [省略]</p> <p><u>附 則 この要綱は、令和7年5月14日から施行し、令和7年度事業から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 [省略]</p> <p>第2条            県は、今後の原木生産の増大に伴う再生林の増大に適切に対応するため、生産効率に優れ、植栽作業の省力化等にも期待できるコンテナ苗を生産する者に対し、別表第1に掲げる事業区分において予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第17条 [省略]</p> <p>附 則 [省略]</p> <p><u>附 則 [追加]</u></p>

新旧対照表

改正後

改正前

別表第1 (第2条、第3条、第8条関係)

事業区分	補助事業者	事業種目	補助対象経費			補助率
			工種又は施設区分①	工種又は施設区分②	工種又は施設区分③	
コンテナ苗生産基盤施設等の整備	(1) 市町村 (2) 林業種苗法に基づく生産事業者等※1 (3) 認定特定増殖事業者等※2 (4) その他知事が認める団体等※3	コンテナ苗生産基盤施設等整備	コンテナ苗生産基盤施設等	コンテナ苗生産施設装置等	育苗施設 収納台 散水装置 散水タンク 苗木保冷库 その他	2分の1以内。ただし、補助事業者のうち(4)その他知事が認める団体等のうち非営利法人にあっては4分の3以内
				コンテナ苗生産機械器具	培土攪拌機 培土圧入機 苗抜取機 抜取機移動台車 種子選別機 その他	
				コンテナ苗生産資材	コンテナ容器 培地 肥料 その他	

(1)採択基準

- ① 事業主体毎の当該コンテナ苗生産基盤施設等の整備に係る事業計画期間内におけるコンテナ苗生産目標量が年間1万本以上であること。  
ただし、認定特定増殖事業者等においては、当該事業計画期間における最終年の次の年から起算して5年以内に年間1万本以上に達する計画とすることができる(達成まで毎年度実績報告を行うこと)。
- ② コンテナ苗幼苗生産高度化施設等  
コンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備によって、選別種子又は幼苗の生産量のうちおおむね50%以上を他のコンテナ苗生産事業者に配布すること。
- ③ 普通苗生産基盤施設等については、次に掲げるア及びイを満たすこと。  
ア 普通苗の安定的生産を確保するために必要な干害に備えたかん水施設等の整備であること。  
イ 生産における事業実施主体ごとの当該普通苗生産基盤施設等の整備に係る事業計画期間内における普通苗生産目標量が現状値以上であること。
- ④ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。また、事業実施主体が被災日以降に自力で着手した再整備にあっては、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められるものであること。
- ⑤ 1事業費は、おおむね50万円以上とする。ただし、被災施設等の再整備に係る点検及び修理のみを行う場合は、1事業費の基準は設けないものとする。
- ⑥ 被災施設等の再整備にあっては、被災前の生産能力を回復し、被災した地域におけるコンテナ苗の生産基盤の回復及び生業の再建に取り組むものであることとし、①～③の規定は適用しない。

(2)細則

- ① 事業実施主体について  
ア 林業種苗法に基づく生産事業者等(※1)  
林業種苗法第10条に基づく登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者。なお、登録を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに知事の登録を受けることが確実と認められる者。  
イ 認定特定増殖事業者等(※2)  
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項に基づく認定を受けた者及びその認定を受ける見込みの者。なお、認定を受ける見込みの者とは生産事業を開始するまでに知事の認定を受けることが確実と認められる者。  
ウ その他知事が認める団体等(※3)  
上表に掲げる補助事業者(1)～(3)に該当しないが種苗を生産し、安定供給に寄与すると知事が認めるもの。
- ② コンテナ苗幼苗生産高度化施設等について  
種子選別機の導入に当たっては、受益戸数は種子選別機利用者数とし、5戸以上であること。
- ③ 収支を伴う施設について  
工種又は施設区分①のコンテナ苗生産基盤施設等は事後評価において、収支を伴う施設とする。
- ④ 被災施設等の再整備に係る交付率等について  
交付率は1/2以内とする。また、コンテナ苗生産資材又は幼苗生産資材の導入に当たっては、補助対象事業費は実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

新旧対照表

改正後

改正前

別表第1 (第2条、第3条、第8条関係)

事業区分	補助事業者	事業種目	補助対象経費			補助率
			工種又は施設区分①	工種又は施設区分②	工種又は施設区分③	
1 コンテナ苗生産基盤施設等の整備	(1) 市町村 (2) 林業種苗法に基づく生産事業者等※1 (3) 認定特定増殖事業者※2 (4) その他知事が認める団体等※3	コンテナ苗生産基盤施設等整備	コンテナ苗生産基盤施設等	コンテナ苗生産施設装置等	育苗施設 収納台 散水装置 散水タンク 苗木保冷库 その他	2分の1以内。 ただし、補助事業者のうち(4)その他知事が認める団体等のうち非営利法人にあっては4分の3以内
				コンテナ苗生産機械器具	培土攪拌機 培土圧入機 苗抜取機 抜取機移動台車 種子選別機 その他	
				コンテナ苗生産資材	コンテナ容器 培地 肥料 その他	
2 花粉の少ない苗木の生産拡大	(1) 市町村 (2) 林業種苗法に基づく生産事業者等※1 (3) 認定特定増殖事業者※2 (4) その他知事が認める団体等※3	採種園等の整備	採種園等の造成・改良・機能向上	閉鎖型採種園 開放型採種園等	造成 改良 機能向上	【閉鎖型採種園】 花粉の少ない品種50本当たり700万円を上限 【開放型採種園等】 花粉の少ない品種50本当たり75万円を上限
			採種園等管理技術者育成・確保支援	管理技術者の育成		【管理技術者の育成】 研修生1人当たり50万円を上限
				管理技術者の確保		【管理技術者の確保】 新たに造成する母樹50本当たり220万円を上限
		苗木生産の活性化	苗木生産における労働力確保・育成		【苗木生産における労働力確保・育成】 一申請当たり300万円を上限	

(1)採択基準

【1. コンテナ苗生産基盤施設等の整備】

- ① 事業主体毎の当該コンテナ苗生産基盤施設等の整備に係る事業計画期間内におけるコンテナ苗生産目標量が年間1万本以上であること。  
ただし、認定特定増殖事業者等においては、当該事業計画期間における最終年の次の年から起算して5年以内に年間1万本以上に達する計画とすることができる(達成まで毎年度実績報告を行うこと)。
- ② コンテナ苗幼苗生産高度化施設等  
コンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備によって、選別種子又は幼苗の生産量のうちおおむね50%以上を他のコンテナ苗生産事業者に配布すること。
- ③ 普通苗生産基盤施設等については、次に掲げるア及びイを満たすこと。  
ア 普通苗の安定的生産を確保するために必要な干害に備えたかん水施設等の整備であること。  
イ 生産における事業実施主体ごとの当該普通苗生産基盤施設等の整備に係る事業計画期間内における普通苗生産目標量が現状値以上であること。
- ④ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。また、事業実施主体が被災日以降に自力で着手した再整備にあっては、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められるものであること。
- ⑤ 1事業費は、おおむね50万円以上とする。ただし、被災施設等の再整備に係る点検及び修理のみを行う場合は、1事業費の基準は設けないものとする。
- ⑥ 被災施設等の再整備にあっては、被災前の生産能力を回復し、被災した地域におけるコンテナ苗の生産基盤の回復及び生業の再建に取り組むものであることとし、①～③の規定は適用しない。

【2. 花粉の少ない苗木の生産拡大】

- ① 採種園等の造成・改良・機能向上  
補助対象品種は、スギ花粉発生源対策推進方針(平成13年6月19日付(林3林警保第31号林野庁長官通知)で定義する花粉の少ない品種とする。
- ② 採種園等管理技術者育成・確保支援  
管理技術者の確保について、年間150日以上は採種園等の管理を行う技術者を雇用すること。

(2)細則

- ① 事業実施主体について  
ア 林業種苗法に基づく生産事業者等(※1)  
林業種苗法第10条に基づく登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者。なお、登録を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに知事の登録を受けることが確定と認められる者。  
イ 認定特定増殖事業者等(※2)  
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項に基づく認定を受けた者及びその認定を受ける見込みの者。なお、認定を受ける見込みの者とは生産事業を開始するまでに知事の認定を受けることが確定と認められる者。  
ウ その他知事が認める団体等(※3)  
上表に掲げる補助事業者(1)～(3)に該当しないが種苗を生産し、安定供給に寄与すると知事が認めるもの。
- ② コンテナ苗幼苗生産高度化施設等について  
種子選別機の導入に当たっては、受益戸数は種子選別機利用者数とし、5戸以上であること。
- ③ 収支を伴う施設について  
工種又は施設区分①のコンテナ苗生産基盤施設等は事後評価において、収支を伴う施設とする。
- ④ 被災施設等の再整備に係る交付率等について  
交付率は1/2以内とする。また、コンテナ苗生産資材又は幼苗生産資材の導入に当たっては、補助対象事業費は実施地域の実績に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

新旧対照表

改正後

別表第2 [省略]  
第1号様式～第10号様式 [省略]

改正前

別表第2 [省略]  
第1号様式～第10号様式 [省略]